

人権理事会 ウィーン宣言・行動計画の実施を討議

2018/07/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、ウィーン宣言・行動計画の実施に関する一般討論が行われた。発言者からは、今年はウィーン宣言・行動計画 25 周年にあたり、困難な状況下でのウィーン宣言・行動計画の実施について考える絶好の機会であることが強調され、多くの国で人種主義・外国人排斥が高まっており、ウィーン宣言・行動計画の構想と実施に隔たりが見られること、国連の人権制度が普遍性・客観性・非選択性・非政治化の原則から乖離しつつあることなどに遺憾の意が示された。ウィーン宣言・行動計画を実施することは、各国が熱狂的な愛国主義とポピュリズムを覆す好機であると力説された。そして、人権の促進には人を中心にした取組みが不可欠であり、そのためには政府は人の権利と尊厳を尊重する必要がある、各国政府は国民の福祉を改善し、経済的利益を一層平等に配分し、社会正義を促進し、他国との関係を発展させなければならないと主張された。

人権理事会 人種主義を討議

2018/07/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人種主義に関する特別報告者が発言し、各国政府に対して人種主義政策を非難・撤廃すること、人種主義の問題について沈黙しないこと、人種主義者や外国人排斥の行為を正当化するために経済問題や国内不安を利用しないことを求めた。続いて行われた討議で発言者は、極右主義やネオナチなどの過激主義イデオロギーが表明されることが増え、不寛容などを助長する人種的優越性に関する発言が再び増えていることに懸念を示し、難民と移住者が人種主義政策や人種に基づく暴力の標的になっていることを非難した。そして、各国政府に対して、外国人排斥の行為を助長する目的で、経済不満や国内不安を利用しないこと、人種差別の犯罪を不処罰としないことを求めた。さらに、人種主義・外国人排斥・反ユダヤ・反イスラム・アフリカ系に対する差別に対抗するために分野横断的な取組みが必要であると主張した。

人権理事会 人種主義に関する一般討論

2018/07/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論が行われた。発言者は、移住者・難民・マイノリティを標的にした不寛容・過激主義・憎悪犯罪の高まり、人種主義を政治手段として浸透させようとする政党の増加に懸念を示した。また、人種主義の台頭に国連は効果的に対応していないとする意見もあった。他の発言者は、市民と意思決定者がダーバン宣言の真意に沿って取り組めば、国際社会が人種差別を撲滅する態勢は整えられると力説し、また、未成年の難民の抑留や家族との分離は外国人排斥が背景にあり、許されないと述べた。さらに、人種主義は国内・国際レベルで拡大を続け、人々の生存を脅かしており、あらゆる形態の人種差別の非難・処罰が必要であること、各国政府は弱者集団をあらゆる差別から保護し、差別防止策を憲法で規定すべきであること、差別撲滅には人の価値の尊重が不可欠であることなどが主張された。

人権理事会 人種主義に関する専門家が発言

2018/07/02

国連人権高等弁務官事務所

人種主義に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。各国政府は長期に渡り、周縁化されたグループに対する差別の手段として、国籍や移住者の地位を利用している。人種・種族・民族的出身や宗教による線引きを行い、市民や正規の移住者としてみなさないために、外国人が危害を被るだけでなく、少数人種・種族・宗教グループに対する差別と不寛容、ジェンダーに関わる制限が生じている。また、政府は国内不安やテロ対策を理由にして、国籍の剥奪を続けているが、その対象者の多くが周縁化されている人種・民族・宗教グループである。政府が移住者・難民・外国人を経済失策などのスケープゴートにしたり、政治指導者や過激集団が移住者の人権制限を正当化するために、経済不安を利用することもある。すべての政府・国際機関はこうした人種主義に対して、生じる場の如何を問わず、断固・一貫した立場をとるよう求める。

自由権規約委員会第 123 会期開幕

2018/07/02

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 123 会期が開幕した。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、今日の世界では人権そのものと権利擁護者個人に対する攻撃がますます高まっていると指摘し、6 月の人権理事会で高等弁務官が人権状況を深く懸念し、国連の行動強化を強く求めたことに言及した。そして、自由権規約委員会も規約上の権利を保護・促進するために信念を持ち力強く活動することがこれまで以上に必要であると述べた。また、先日開かれた第 30 回条約機関議長会議では、条約機関の活動方法、2020 年の条約機関見直しが重点的に討議され、調整の強化、定期報告書の遅延・不提出、市民社会との関わりと報復、資金の不足、多言語の使用などが取り上げられたと報告した。続いて、個人通報に関する作業部会議長が、36 件の個人通報を検討したと報告した。なお、岩澤雄司委員長が国際司法裁判所裁判官に選出されたことに伴い辞任したため、新委員長が選出された。

女性差別撤廃委員会第 70 会期開幕

2018/07/02

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 70 会期が開幕した。今会期は 7 月 20 日まで開催され、オーストラリア、キプロス、リヒテンシュタイン、メキシコ、トルクメニスタン、パレスチナ、ニュージーランド、クック諸島の報告書の審査が行われる。開会の挨拶を行った人権副高等弁務官は、人権が後退・バックラッシュ・敵意に直面しているが、委員会委員は諦めることなく、女性と少女のために勇気を持って権力に立ち向かってもらいたいと述べた。また、新テクノロジーのジェンダーの側面に関する考察に女性が十分に参加する必要があること、影響力を持つ立場に就く女性の数が不十分であること、あらゆる周縁化されたグループの代表の参加が必要であることなどに言及した。委員長は、女性差別撤廃条約の締約国は 189 カ国、会合時間の改正の受諾国は 72 カ国(発効には 126 カ国の受諾が必要)、選択議定書の締約国は 109 カ国であり、前会期から変化はないと報告した。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2018/07/03

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号草案の討議を行い、以下のパラグラフを採択した。パラグラフ 14：法執行官などによる低致死性の武器の使用、パラグラフ 16：生命の恣意的剥奪の否定(死刑に関する他の国際文書への言及、非恣意的な死刑執行の要件も含める)、パラグラフ 17：法律で生命の権利を保護する義務と自由裁量とのバランス、パラグラフ 19：法執行機関による生命の恣意的剥奪の防止のために締約国はあらゆる必要な措置をとることが求められる、パラグラフ 20：生命の剥奪となる可能性のある行為を法で規制する締約国の義務の定義、パラグラフ 21：自由権規約 6 条以外の条項に違反する作為・不作為による生命の権利の剥奪、である。なお、パラグラフ 15(生命の権利の尊重・確保に関する締約国の広範な義務)は削除され、パラグラフ 18(正当防衛と均衡性原則)は引き続き討議されることになった。

人権理事会 人権と SDGs に関するパネル

2018/07/04

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権と「持続可能な開発目標(SDGs)」に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、人権に関する技術協力は紛争防止の要であり、SDGsの達成に不可欠であること、人権義務とSDGsを機能的に関連させるために各国の能力構築が図られなければならないことに言及した。他のパネラーは、人権とSDGsは相互に依存・強化する関係にあり、その関連性は人権高等弁務官事務所・条約機関・人権理事会の多くの決議で認められていること、また、差別対策とSDGsの実施においてデータが重要であることを指摘した。討議では、SDGsの実施は国際人権義務と合致しなければならないこと、人権理事会はSDGsと人権義務との補完性を再確認していること、SDGsを達成するために各国政府と国際機関は、参加型の技術支援と能力構築を一層進めなければならないことなどが主張された。

人権理事会 技術協力・能力構築を討議

2018/07/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、技術協力・能力構築に関する一般討論が行われた。発言者は、人権の促進・保護における技術支援と能力構築は各国の補助ツールとなる重要なものであると繰り返し、また、技術協力に関する決議は、各国の組織力を強化し、国内人権機関と地方の市民社会組織の能力を高める具体的なツールでなければならないと述べた。さらに、各国が技術支援を受ける際には、国内への無制限のアクセスを認めるなど、人権理事会に十分に協力することを求めた。主権・領土保全・内政不干渉の原則が尊重されてはじめて、人権理事会は人権を促進・保護できること、理事会が一部の大国の手段として利用されてはならないことを指摘する意見もみられた。日本政府代表はカンボジアに言及し、人権状況の改善や、国連の特別手続担当者との協力を評価しつつ、人権の促進・保護のために同国政府のさらなる努力が必要であると述べた。

人権理事会 10 の文書を採決

2018/07/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では次の 10 の文書が採択された。①2019 年に女性性器切除に関する会合を開催、②第 41 会期に女性と気候変動に関するパネルディスカッションを開催、③人権高等弁務官に対して、2019 年に HIV/エイズに関する協議の開催を要請、④人権高等弁務官に対して、民間人の武器の取得・所持・使用が自由権・社会権にもたらす影響に関する報告書の提出(第 42 会期)を要請、⑤各国に対して、デジタル空間を含む女性・少女に対する暴力の防止のために迅速・効果的な行動を要請、⑥女性差別に関する作業部会に対して、女性の地位委員会との協力継続を要請、⑦国際連帯は現代の国際法を支持する新たな基本原則であると確認、⑧人権高等弁務官に対して、各国の支援要請手続の明確化を要求、⑨各国に対して、情報格差の是正、人権の促進のための情報通信技術の活用強化を要求、⑩各国に対して、利用可能・包括的・平等・無差別教育の確保に必要な措置を要求。

人権理事会 6 決議を採択

2018/07/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、次の 6 つの決議が採択された。①ベラルーシの人権状況に関する特別報告者の任期を 1 年延長。特別報告者に対して、理事会第 41 会期、第 74 回国連総会での報告を要請。②エリトリアの人権状況に関する特別報告者の任期を 1 年延長。特別報告者に対して、理事会第 41 会期への報告書提出、第 73 回国連総会での討議を要請。③人権と多国籍企業に関する作業部会に対して、ビジネスに関わる人権侵害の救済促進における国内人権機関の役割に関して 2 日間の協議の開催、第 44 会期までの報告を要請。④シリアのすべての紛争当事者に対して、国際人権法・人道法上の義務の履行、市民と市民の所有物を攻撃しないこと、政治的移行への協力を要請。⑤高等弁務官に対して、集会に関わる人権への新技術の影響に関する報告書提出(第 44 会期)を要請。⑥高等弁務官に対して、国際・地域機関への市民社会の関与の改善に関する報告書提出(第 44 会期)を要請。

人権理事会 4 決議を採択

2018/07/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、次の4つの決議が採択された。①高等弁務官に対して、2人の国際人権専門家からなるチームのコンゴ民主共和国への派遣を要請。チームの任務は、前回チームの勧告、特に不処罰撲滅と和解促進の勧告の実施状況に関する報告書作成と勧告を行うこととする。高等弁務官に対して、カサイ地域の人権状況の進展に関する報告を要請。②人権侵害防止への理事会の寄与に関する協議を会期間に2回開催。理事長に対して、関係者との協議、関係者の見解に関する報告書提出(第43会期まで)を要請。③民主主義と人種主義の不適合に関するハイレベル・パネルディスカッションを会期間に開催(第41会期まで)。高等弁務官に対して、パネルディスカッションの報告書提出(第42会期)を要請。④2019年に社会フォーラムの2日間の会合を開催。社会フォーラムに対して、報告書提出(第41会期)を要請。

人権理事会第 38 会期閉幕

2018/07/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 38 会期が閉幕した。今会期では、24 の独立人権専門家、作業部会、調査団体が発言し、36 のテーマと 44 カ国の状況に関する 105 の報告書が提示された。また、4 つのパネルディスカッションが行われ、11 の口頭報告があり、14 カ国の普遍的定期審査の結果文書が採択され、スロベニア大統領などの高官 6 名の発言もあった。環境・イランの人権状況に関する各特別報告者、傭兵・多国籍企業に関する各作業部会の欠員の任命も行われた。会期閉幕前に 20 の決議が採択された。今会期には、147 カ国政府、260 の NGO、16 の国内人権機関の代表が出席した。会期中の 6 月 19 日には米国が人権理事会離脱を表明し、これに対して理事長は、多国間協調主義と人権の価値と力が日々挑戦を受けている今こそ、強く活力に満ちた理事会を維持することが不可欠であり、理事会は 21 世紀の国連の中心に位置すると述べた。第 39 会期は 9 月 10～28 日に開催される予定である。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2018/07/06

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号草案の討議を行い、以下のパラグラフを採択した。パラグラフ 16：生命の恣意的剥奪の否定(生命の剥奪をもたらす例外的措置は非恣意的な方法で適用されなければならない)。パラグラフ 18：“恣意”は“違法”と同等ではなく、不適切、不正、予想可能性・適正手続・合理性・必要性・均衡性の欠如を含む、より広い意味で解釈される文言である。パラグラフ 22：締約国はすべての個人の生命の権利の完全享受を確保するために法的枠組を作らなければならない。パラグラフ 23：各国当局による生命の剥奪は最も重大な事項であり、これは法によって厳格に統制・制限されなければならない。パラグラフ 24：各国は、あらゆる生命の恣意的剥奪を刑法で禁止するなど法的枠組を作り、適正な刑事制裁を確保する義務を負う。パラグラフ 25：各国は、生命の権利保護のために合理的・積極的措置をとる義務を負う。

移住に関するグローバル・コンパクト 人権専門家が共同声明

2018/07/11

国連人権高等弁務官事務所

安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクトが7月13日に採択される予定である。国連主導によるグローバル・コンパクトは、国際移住のあらゆる側面をカバーする初の政府間合意文書となる。また、各国に対して、移住管理を改善し、今日の移住に関わる難題に取り組み、持続可能な開発への移住者・移住の寄与を強化する好機を与えるものである。移住者・拷問・人種主義に関する3名の特別報告者が共同声明を発表し、各国に対して、グローバル・コンパクトはノン・ルフールマンと無差別の原則、子どもの最善の利益を含む国際法上の義務に基礎を置くものとするよう求めた。また、特別手続・条約機関などの国連の人権制度をグローバル・コンパクトの実施・見直し・フォローアップの不可欠な要素とするよう要請した。さらに、特別報告者として、グローバル・コンパクトを監視するだけでなく、実施での能力構築や技術的助言において各国を支援すると述べた。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2018/07/18

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号草案の討議を行い、以下のパラグラフを採択した。パラグラフ 26：個人を他国による生命の剥奪から保護する締約国の義務、パラグラフ 27：弱い立場に置かれた人々を保護するための特別措置を講じる締約国の義務、パラグラフ 29：自由を剥奪された個人の生命を保護する締約国の義務、パラグラフ 30：生命に直接の脅威をもたらし、または尊厳が保たれた生命の権利の享受を妨げる可能性のある社会の一般的条件と、生命の権利との関係、である。なお、パラグラフ 28(障がい者の生命の権利)も取り上げられたが、障害者権利委員会から障がい者を特別扱いするパラグラフは削除すべきであるとの提案もあり、このパラグラフは引き続き討議されることになった。また、パラグラフ 31(当局、個人や民間団体による生命の剥奪の申立てを調査・訴追する義務)についても討議が行われた。

女性差別撤廃委員会第 70 会期閉幕

2018/07/20

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 70 会期が閉幕した。今会期では、オーストラリア、クック諸島、キプロス、リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランド、パレスチナ、トルクメニスタンの報告書が審査された。また、障害者権利委員会との共同声明が採択され、「女性特に障がいのある女性のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障」は障害者権利委員会によって是認される必要があり、紛争時の性暴力に関する事務総長特別代表との協力の枠組内にあるべきであると確認された。さらに、脅迫・報復に関する報告者が任命された。加えて、性的指向・性自認による暴力・差別に関する独立専門家との意見交換、女性の健康に関わる実質的・政策的問題に関する WHO との非公式の会合も行われた。第 71 会期は 10 月 22 日～11 月 9 日に開催され、バハマ、コンゴ、ラオス、モーリシャス、ネパール、サモア、タジキスタン、マケドニアの報告書が審査される予定である。

拷問禁止委員会第 64 会期開幕

2018/07/23

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 64 会期が開幕した。8 月 10 日まで開催される今会期では、チリ、モータニア、ロシア、セーシェルの報告書が審査される。人権高等弁務官事務所の代表は開会の挨拶で、拷問等禁止条約イニシアチブと高等弁務官事務所の能力構築プログラムの寄与により、バハマが 164 番目の拷問等禁止条約の締約国となり(5 月 31 日)、ニジェールが約 20 年遅延していた第 1 次報告書を提出した(6 月 8 日)と報告した。また、第 30 回条約機関議長会議(5 月 28 日～6 月 1 日)では、活動方法の調整、委員の独立・公正、報復、最終見解・決定・見解のフォローアップ、資金不足、2020 年条約機関制度見直しが取り上げられたと述べた。さらに、拷問犠牲者支援国際デー(6 月 26 日)に国連機関とアフリカ・米州・欧州の機関が共同声明「70 年拡大を続ける拷問-拷問のない世界実現のための一層の行動」を公表したことを歓迎した。148 件の個人通報が未審理であることも報告した。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2018/07/24

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号草案を討議し、以下のパラグラフを採択した。パラグラフ 31：生命の剥奪の申立てを調査・起訴する当局の義務、32：6 条違反の調査の独立・公正・迅速・透明性、33：抑留中の死亡、34：拷問のおそれのある国への送還・引渡し・移送の禁止、35：送還・引渡し・移送の禁止は難民法の原則よりも広範であること、36：死刑の適用、37：死刑適用の制限、38：死刑廃止の復活禁止、39：「最も重大な犯罪」は厳格に適用し、極めて重大な犯罪に限定すること、40：規約に反して犯罪とされた行為(不貞、同性愛など)への死刑適用の禁止、41：死刑に関わる事案では、加害者個人の状況や犯行の特殊事情が裁判所により考慮されなければならないこと、42：ジェノサイドの一環としての死刑の禁止、43：より軽い刑の遡及効果(*lex mitior*)、44：処刑に関して特別な手段を用いてはならないこと、である。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2018/07/26

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号草案を討議し、10 のパラグラフを採択した。採択されたのは、パラグラフ 45 : 公正な裁判の保障の違反、死刑の恣意的な適用、46 : 規約 14 条でカバーされない他の深刻な手続上の瑕疵(領事館への通報の権利など)、47 : 死刑事案における合理的な疑いを超えた犯行、不当な有罪判決、48 : 死刑と無差別の関係、49 : 権限のある裁判所による死刑の適用、50 : 上訴、51 : 特赦・減刑、52 : 未成年者・妊婦への死刑の適用、53 : 死刑の適用が恣意的となりうるその他の人々、54 : 死刑は生命の権利の完全な尊重とは一致しないこと、である。さらに、死刑が残虐・非人道的・品位を傷つける刑罰であるかの問題の再検討に関わるパラグラフ 55 も採択された。続いて、パラグラフ 56(規約 6 条と他の法体系との重複・相関性)について討議が行われた。

国連と欧州の拷問防止委員会が協力強化

2018/07/26

国連人権高等弁務官事務所

拷問防止小委員会 (SPT) と欧州拷問防止委員会 (CPT) は、6 月と 7 月の会合で、それぞれの長所を生かして付加価値を高めるために、相互に補完し支援を強化することを決定した。具体的には、情報交換を改善し、各国訪問の前に協議し、フォローアップ活動への参加も検討することとした。また、SPT は、欧州評議会加盟国の国内防止機関の活動を重視し、CPT に協力しない欧州評議会加盟国での補完・強化活動の可能性に留意することとした。さらに、各国が拷問防止機関の情報共有を促進することが不可欠であるとした。SPT と CPT の議長は、SPT・CPT・国内防止機関の三者が重複を避け、一貫性を保ちつつ欧州の拷問防止制度の実効性を強化するために、それぞれが他の機関の各国訪問報告書を公表前であっても閲覧できることが必要であるとし、拷問等禁止条約を批准している欧州評議会加盟国に対して、その調整を行うよう強く促した。

自由権規約委員会第 123 会期閉幕

2018/07/27

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 123 会期が閉幕した。今会期では、アルジェリア、バーレーン、ラオス、リベリア、リトアニアの報告書、報告書未提出のガンビアの状況が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、42 件の個人通報が審理され、そのうち 26 件が条約違反、3 件が条約違反なし、5 件が受理不可能、8 件が審理打切りとされた。さらに、生命の権利に関する一般的意見 36 号草案について第 2 読会が行われた。この草案は次の会期で採択される見込みである。加えて、各委員の意見を元に作成された、2020 年条約機関制度見直しに関する文書についても討議が行われた。第 124 会期は 10 月 8 日～11 月 2 日に開催され、ベラルーシ、ベリーズ、ブルガリア、ギニア、スーダンの報告書と、報告書未提出の赤道ギニア、ナイジェリア、セントビンセント・グレナディーン、セネガルの状況が審査される予定である。

人身取引反対世界デーに向けて人権専門家が声明

2018/07/27

国連人権高等弁務官事務所

7月30日の人身取引反対世界デーに向けて、人身取引に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。人身取引の犠牲者の多くが、紛争・自然災害・迫害・極度の貧困など様々な理由で母国を去らざるをえなくなった移住者である。彼らは社会保護ネットワークから取り残され、人身取引や搾取に陥りやすい状況にある。移住者は生活・労働する受入国の繁栄に貢献しているにもかかわらず、現在の移住反対の政治状況の中で脅威とされている。人身取引反対の議論は、しばしば制限的な移住政策や押し戻し政策を正当化するために誤用されている。人身取引は重大な人権侵害であり、政府は人身取引を防止する義務を負っている。各国は移住に関するグローバル・コンパクトで、移住者の国際的保護計画を確立し、さらに人身取引・搾取に対する移住者の脆弱性を特定するための個別の手續・適切な指針を確立すべきである。